

端数処理の原則 四捨五入と切り捨て

「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」というのがあります。この法律は、1円未満を四捨五入と規定しています。

社会保険料は、会社と従業員で負担を折半するので、折半時に端数がよく出ます。社会保険の「標準報酬月額料額表」をみると四捨五入前の1円未満の端数が記載されています。「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」の規定と矛盾しているように見えます。さらに、折半額に0.5円の端数が出る場合は、両方で繰り上げとなり、納付額が1円多いことになってしまい、困ったことになります。

但し、そういう時は従業員負担側のみ切り捨てると

する、というようにして下さい、との行政案内が示されています。そういう行政案内が可能なのは、先の法律には特約があれば特約優先との規定があり、強硬法規ではないことが唱われているからです。従って、1円未満はすべて会社負担との任意の特約をおくならば、それが優先ということにもなります。

ところが他方、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」という基本法もあります。ここでは、端数処理について、1円未満は切り捨てとの定めを置いています。この法律には特約優先との定めはありません。そればかりか、法秩序を維持する後法優先の原理や特別法優先

の原理も無視する、「他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この法律の規定が優先する」との定めすらあります。

なお、この法律は税金を適用除外としています。国税通則法でも同じく1円未満切り捨ての原則を定めています。国税通則法はさらに、国税納付額の100円未満端数、又は全額が100円未満（延滞税は1,000円未満、加算税は5,000円未満）の時の全額を切り捨てる、との原則、課税標準（税率を乗ずる前の金額）については1,000円未満端数、又は全額が1,000円未満（附帯税は1万円未満）の時の全額を切り捨てる、との原則を定めています。

なお、地方税については国税標準拠ですが、地方税法にはまたそれ独自の特有な定めもあります。

3月は、学校や官公庁の業務年度の最終月、締めくくりの月になります。業務でも、給与税、所得税の確定申告や個人事業者の消費税の確定申告など、年のうちで最も忙しい時期で、寒さの残る中、気忙しい日々が続きます。しかし、気が付けば、いつの間にか春はやって来ています。「雪の峰しづかに春ののぼりゆく 龍太」



希望を抱いて旅をすることのほうが、到着することよりよいことだ。

（イギリスの作家 スチーヴンソン）

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○2月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付
○20年分の所得税確定申告	16日	○20年分の個人住民税 事業税の申告 （所得税確定申告者は申告不要）
○20年分の贈与税申告	〃	
○青色申告の承認申請（それに伴う専従者給与届等の提出）	〃	
○20年分の個人事業者の消費税申告	31日	○1月決算法人の確定申告
○1月決算法人の確定申告	〃	○7月決算法人の中間（予定）申告
○7月決算法人の中間（予定）申告	〃	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。